

令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令和8年3月23日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施することとしている。

また、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援と併せて、継続的な啓発活動の実施等の総合的な取組を進めていくこととされたところである。

さらに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、若年女性も含め性的な被害等困難な問題を抱える女性への包括的な支援の充実に取り組んでいるところである。

そのため、「若年層の性暴力被害予防月間」期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

2 期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）までの1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

5 重点事項

以下の事項について重点的に普及啓発を図る。

- (1) 若年層が身近な関係性の中で無自覚に加害行為をしてしまったり、性暴力被害に遭ったりすることを注意喚起し、加害につながる行為の予防を啓発するとともに、若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。
- (3) こども・若者（男性を含む。）の性被害について、集中的に広報・啓発を行うこと。

6 主な実施事項

本月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

- (1) ポスターの作成・配布のほか、インターネット、SNS、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者に対する相談支援活動の一層の充実を図る。